

# 偕行社と陸修会の

## 合同について

運営企画会議

(令和4年11月24日)

偕行社と陸修会との合同に至った経緯及び合同協議の概況について紹介します。

### 1 経緯

まず、合同の検討にいたる経緯について述べます。

(1) 偕行社の歴史の概要とその地位・役割

最初に、偕行社の来歴とその地位・役割について説明します。

偕行社は、今からさかのぼること概ね150年、列強の軍事力に対抗し得る近代的な国軍の必要性を痛感した時の明治政府が、明治5年に陸軍を設立してから間もない明治10年に創設されました。その位置付けは、修養・研鑽と親和・団結を目的とした陸軍の現役将校の組織であり、明治・大正・昭和にわたるわが国の近

代国家建設の過程において、国家存亡にかかわるわが国の枢要な軍事の任におけるその柱石としての役割を果たしてきました。

一方、戦後の偕行社は、昭和27年陸軍がないなか、陸軍の元将校の同窓会組織である「偕行会」として発足、昭和32年「財団法人偕行社」として再建されました。その後、平成13年陸上自衛隊等の元幹部自衛官の一部の有志が会員として入会し逐次その運営が元幹部自衛官に任せられ、平成23年、英霊の慰霊顕彰に加え、安全保障等に関する調査・研究・提言や自衛隊に対する必要な協力等を役割とする「公益財団法人偕行社」に移行しました。

### (2) 偕行社の課題

ここでは、偕行社の解決すべき課題について述べます。

近年の偕行社は、陸軍の元将校が高齢化により退会するなか偕行社を継承すべき元幹部自衛官の会勢の漸減と会費収入の継続的な減少、更には資産運用益の大幅な減少により、数年前から増加傾向にあった毎年の赤字額が3千万円を超える事態となり、このまま推移すれば、概ね20数年で資産が枯渇し消滅せざるを得な

いという状況に立ち至りました。

将来の偕行社のあり方を検討する中において、偕行社が克服すべきこの課題を解決する鍵は、偕行社が陸上自衛隊を支援する組織として元幹部自衛官によってその活動を担うべき組織であるという感覚が現職幹部自衛官はもとより元幹部自衛官にも稀薄なことにあるとの認識を共有するに至りました。

(3) 偕行社を取り巻く環境の変化  
ア 陸上自衛隊に対する支援を重視する活動への変換  
ウクライナ紛争は、国際社会も核保有国による非核保有国への侵略を防止することが出来ないことを明らかにしました。一方、わが国はロシア、中国、北朝鮮といった政治体制

の異なる核保有国に囲まれており、これまでにない厳しい安全保障環境のもとで国家の防衛という役割を果たすことが求められています。そのようななか、自衛隊は、防衛予算などによる人的・物的制約に加え、憲法上の制約により、軍隊としての地位を与えられておらず、そこから派生する多くの重要な課題を抱えています。それらの諸課題の克服は、事の性質上、現職幹部自衛官に

よる自助努力のみで解決することは困難と考えられます。厳しい情勢を踏まえれば、今まで以上に自衛隊の元幹部自衛官による強力な支援も必要となると考えます。

偕行社にとって、陸上自衛隊の現職幹部自衛官を支え一体となって安全保障に関して陸上自衛隊が抱える諸課題を支援し、あるいはその解決に向け政治や国民に広く周知することとは喫緊の課題であります。そのため、会員の皆様には以前紹介しましたように、新たな偕行社の在り方検討でお示しした「在るべき方向(理念)」に基づき、わが国の防衛に関する諸課題の是正を目標として陸上自衛隊に対する支援を活動の中心におき、令和4年度から陸上防衛戦略を含む安全保障等に関する調査・研究・提言及び普及を行うとともに、陸上自衛隊に対する必要な協力、英霊の慰霊顕彰等を行う新たな偕行社に移行し、陸上自衛隊に対する支援を重視する活動を開始したところで

### イ 陸修会の発足

令和4年4月、偕行社とその目的を共有する陸上自衛隊退職幹部自衛官による陸修会が発足しております。

一方、上述の偕行社の課題と状況の変化を踏まえ、偕行社がその活動を充実・発展させかつ末永く続けていくためには、元幹部自衛官に支えられた持久力のある新体制への移行が不可欠であります。そのため陸上自衛隊の元幹部自衛官に、偕行社の活動への関心と参画意識を持つて頂き、偕行社の在るべき方向（理念）に基づく諸活動が陸上自衛隊を支援することであることの理解・認識を深めていただくことが重要であり、陸修会との合同は、この趣旨に合うものと考えられます。

#### (4) 課題解決の方向

このように、偕行社の将来を考えるにあたって、その課題を克服して陸上自衛隊への支援の目的を達成していくためには、その目的を共有する陸上自衛隊元幹部自衛官により支えられる態勢が不可欠であるとの考えから、陸修会との合同について検討を進めてきました。

イメージを持つて頂くため、以下、同様の課題を抱えていた水交社と海上自衛隊OBの組織がいかに課題を克服したかを参考としてご説明したいと思えます。

偕行社を陸上自衛隊の元幹部自衛

官の組織として位置付けるための方針として、平成13年海上自衛隊の元

幹部自衛官の組織であった「海上桜美会」が海軍の元将校の組織であった「財団法人水交会」を継承し、海上自衛隊の元幹部自衛官等の組織である「水交会」として現在に至っている両組織の合同に倣い、新たな偕行社と同じ目的及び事業を掲げ、令和4年4月に設立された陸上自衛隊の退職幹部自衛官の会である「陸修会」に組織的に偕行社を継承して貫う合同を選択しました。

別紙第1「偕行社定款と陸修会会則の抜粋」

この合同により、資産、組織力及び事業実績を持つが会員の継続的な獲得が難しく資産の漸減傾向から存続が難しい偕行社を、現在は充足して間もなく資産及び組織力が薄弱ではあるものの、陸上自衛隊の退職幹部自衛官全員が会員となる会員制度を採用し将来的に発展することが見込まれる陸修会に継承して貰うことにより、双方がその目的を達成し、また偕行社が今後とも存続し更に充実・発展することが期待できると考えました。

※「海上桜美会」と「財団法人水交会」の合同の概要

この合同により、昭和61年に創設された「海上桜美会」は、約14年にわたる歴史の幕を閉じました。また、合同後の組織の名称については、「海上桜美」（平成11年10月号）には、「水交会」の名称に対する疑問及び反対意見、「海上桜美会」の名称の存続

希望、名称に「水」ではなく「海」の字を入れることを希望する意見が寄せられるとともに、「水交」は由緒ある優れた名前であるという意見並びに名称を新規にすべきとの意見もあり、合同に関する協議の最初から検討課題でありましたが、平成9

年に「水交会」が防衛庁及び厚生省の共管法人となるに際しての両省庁及び法務省・内閣法制局との調整段階において、財団法人である「水交会」が名称を変更することは法人設立の目的変更となり民法上認められないことが明らかとなり、「海上桜美会」と「水交会」が合同する場合も財団法人の地位を維持するために

は、「水交会」の名称を継承する以外に方策はなく、新名称を求めるならば水交会の解散並びに新法人の設立が必要となり、これは現実の選択

としては、不可能であり、「水交会」の名称継続はやむを得ないとの判断に至った」と記載されています。

ちなみに、公益財団法人偕行社の名称の変更は、「公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律」第13条第1項に遅滞なく行政庁に届け出ることが定められています。

## 2 合同協議の概要

### (1) 合同の時期

一層厳しさを増しつつある現下の安全保障環境においてわが国の防衛の任務を遂行する陸上自衛隊に対する支援を速やかに充実させることが必要であると考え、陸修会との令和6年4月の合同を目指して、令和4年8月以降合同について協議を開始することについて、令和4年6月の定時評議員会において承認を得ました。

### (2) 合同の協議

令和4年6月合同に関する協議の開始について陸修会に申入れた承が得られたので、令和6年4月の合同を目標に令和5年8月までに合同について合意することを基本として、令和4年8月から合同に関する協議を開始することとしました。

今までに4回合同協議(第1回合同協議…8月15日、第2回合同協議…10月5日、第3回合同協議…10月17日、第4回合同協議…11月28日)を実施しました。

別紙第2「陸修会との合同に向けての業務予定」

(3) 合同に関する主要な協議事項

第4回合同協議の終了した時点における合同に関する主要な協議事項と協議中の内容は、次のとおりです。

ア 会員制度(会員規程を含む)

以下、現行の会員制度等のうち変更する部分は、次のとおりです。

○会員制度

陸上自衛隊の元幹部自衛官全員に支えられた会員制度とする。このため、陸上自衛隊を円満に退職した幹部自衛官が全員会員となる制度とする。

○会員規程

・入会手続き

陸上自衛隊を円満に退職した幹部自衛官は、退職時をもって、入会手続きを行うことなく普通会員となる。とし、その他の普通会員は入会手続きを行い会員となることができる。 (注) 偕行社の現在の会員数は、新たに入会手続きを行うことは

なく、合同後の組織の会員となる) ・会員の寄付

公益財団法人の会費は、公益認定法上寄付の扱いであることから、次を基準として、会員(賛助会員を除く)は寄付を行うことができるとし、寄付の納付をお願いする。

寄付を行わなかった場合にも退会

者とはしない。

合同後の組織から会員に対しての情報提供を行う場合、寄付を行ったものを優先して実施する。

イ 合同後の名称

合同後の名称についてのそれぞれの考え方は、次のとおりです。本件については、合意に向けて、今後とも更に協議を深めることが必要と認識しています。

○運営企画会議

伝統の継承の観点から、明治・大正・昭和の陸軍の『偕行社』、現在の『偕行社』の良き伝統が『陸修会』に継承されたことが明確に認識されるよう、現行の『偕行社』の名称を存続させるべきである。

○陸修会

「偕行社」と「陸修会」が合同した新しい組織であることが陸上自衛隊の幹部退官者に広く認識される名称であり、かつ偕行社の歴史と良き伝統を引き継ぐ組織であることが認識できる名称であるべきである。

ウ 認識を共有すべき課題

今後検討を深めるべき課題として、以下のことを共通の認識としています。 ・本部と支部との関係

の組織において検討することとする。

・定期刊行誌『偕行』の在り方 紙媒体による会誌の配布について、少なくとも合同時期まで継続することが必要であり、その後の発行形態・配布は、合同後の組織において検討する。

おわりに

陸軍の元将校の方々から偕行社の継承を委託されたものとして、陸修会との合同について、これらの協議事項について会員の皆様のご理解を得たうえで、努めて早期に陸修会と合意し、遅くとも令和5年6月までに通常理事会の議決を経て定時評議員会の承認のもと、令和6年4月陸上自衛隊の元幹部自衛官の組織として生まれ変わり、陸上自衛隊に対する支援を充実・強化させ、わが国の安全保障に一層寄与していきたいと考えております。引き続き、会員の皆様のご理解とご協力・ご支援をお願い申し上げます。

会員の皆様にお知らせすることが大変遅くなりましたことを、お詫び申し上げます。

新会員規定	現会員規定
(寄付) 会員の寄付は、次を基準とする。	(会費) 会員の会費は次のとおりとする。
1 普通会員 年額5千円(一口)	1 普通会員 年額5千円
2 家族会員(遺族、配偶者、子弟) 年額3千円(一口)	2 家族会員(配偶者) 年額2千円
3 賛助会員(個人) 年額5千円(一口)	3 家族会員(子弟) 年額4千円
4 賛助会員(法人等) 年額3万円(一口)	4 賛助会員(個人) 年額4千円
	5 賛助会員(法人等) 年額3万円(一口)

## 偕行社定款と陸修会会則の抜粋

### 偕行社定款

### 陸修会会則

#### 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人偕行社と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

#### 第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、安全保障等に関する調査・研究・提言及び普及、陸上自衛隊等に対する必要な協力、英霊の慰霊顕彰及び自衛隊殉職者の追悼等並びに地域社会活動に対する協力等を行い防衛基盤の強化拡充を図り、もってわが国の平和に関する国政の健全な運営の確保に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 安全保障等に関する調査・研究・提言及び普及
- 二 陸上自衛隊等に対する必要な協力
- 三 英霊の慰霊顕彰及び自衛隊殉職者の追悼、戦没者の遺骨収集並びに自衛隊殉職者遺族の援護
- 四 地域社会活動に対する協力及び国内外の友好団体との交流
- 五 集会施設等の運営
- 六 図書等及び物品の販売
- 七 会員の研鑽と親交
- 八 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

#### 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は、「陸修会」と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、陸上自衛隊、特に幹部自衛官を通じての必要な協力及び支援、陸上自衛隊殉職隊員等の慰霊顕彰等を行うとともに防衛基盤の強化拡充を図るなど、陸上自衛隊の発展に寄与し、併せて会員相互の研鑽及び親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

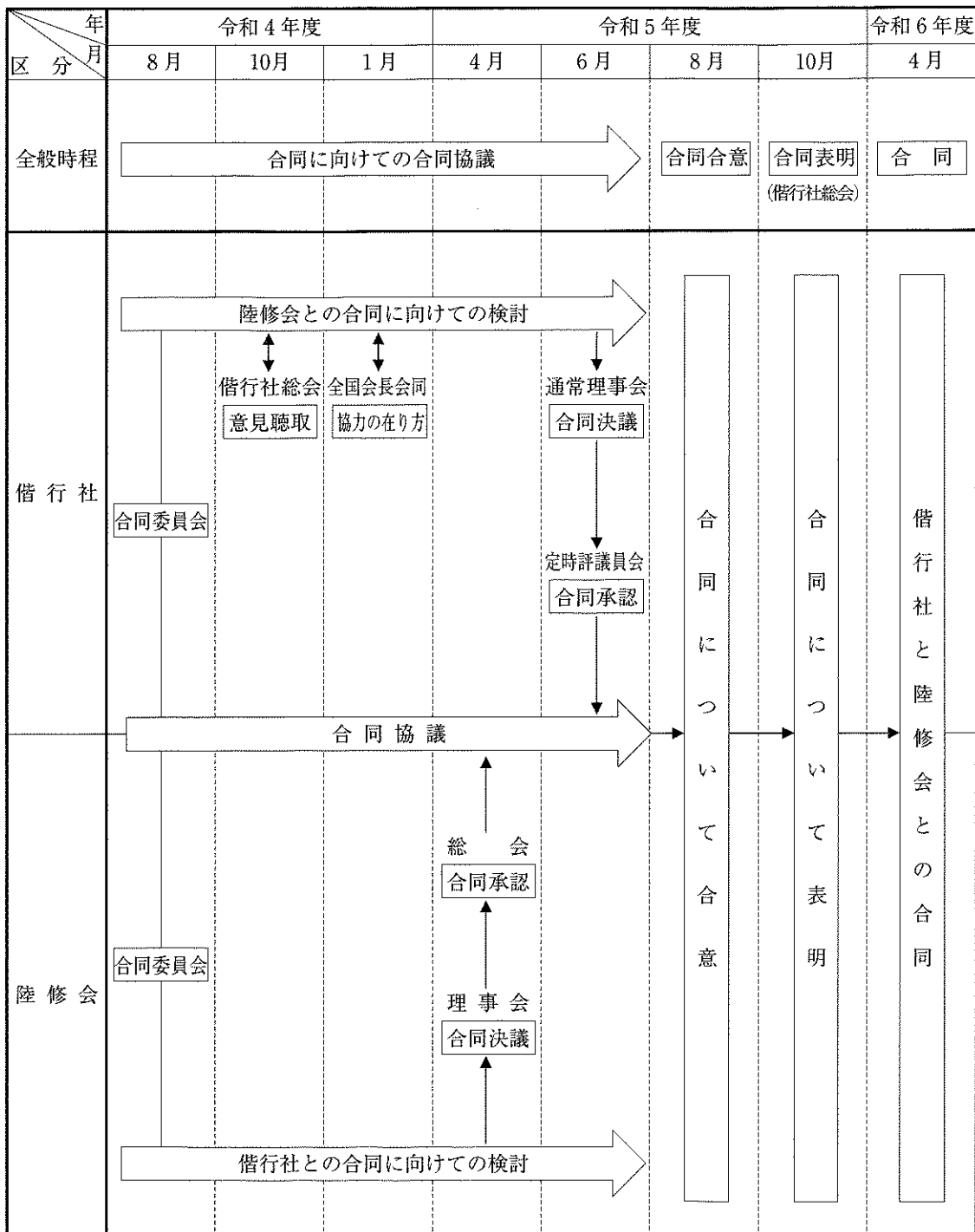
- (1) 陸上自衛隊、特に幹部自衛官を通じての必要な協力及び支援に関すること
- (2) 陸上防衛力に関する調査・研究と提言に関すること
- (3) 陸上自衛隊殉職隊員の慰霊顕彰及び遺族援護の協力に関すること
- (4) 戦没者の慰霊顕彰に関すること
- (5) 国内外の関係団体との友好親善、協力に関すること
- (6) 前各号に掲げる事業に係る刊行物の発行、講演会や研修などに関すること
- (7) 会員相互の研鑽及び親睦に関すること
- (8) その他、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること

【考察】 陸修会の事業については、偕行社の事業に含まれているものと認識

この際、陸修会の事業に記載のない内容は、「戦没者の遺骨収集」と「集会施設等の運営」と認識

また、陸修会の戦没者の慰霊顕彰の戦没者には、偕行社の英霊の対象である軍人が含まれるものとの認識

## 陸修会との合同に向けての業務予定



陸修会の概要につきましては、「[陸修会ホームページ](#)」をぜひご覧ください。